

田原市ごみ処理基本計画の改定の概要

改定のポイント

環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指すため、下記の取組を推進する。

- 「市民」「事業者」「行政」の役割を明確化するとともに、ごみの減量化・資源化の啓発により、ごみ排出量の抑制を図る。
 - ◆ 目標：ごみの排出量 1,051g/人・日（平成 22 年度）→ 851g/人・日（平成 38 年度）
- 受益者負担の公平性の確保の観点から、「収集ごみ」「直接搬入ごみ」の有料化を検討する（平成 26 年度までに）。
- 市民の利便性を考慮した直接搬入ごみの受け入れ体制の確保、及びごみ処理施設の効率的な運営を図るため、「東部資源化センター」「赤羽根環境センター」「渥美資源化センター」の施設統合を検討する（平成 26 年度までに）。

1. 計画の目的

環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、田原市におけるごみの発生抑制、再利用及び適正処理の推進に向けた、今後の基本的な方向を定めることを目的とする。

2. 計画期間

平成 24～38 年度までの 15 年間とする。ただし、概ね 5 年ごとに見直しを行う。

3. ごみ処理の現況と課題

□ ごみ排出量の抑制

- ごみの排出量は年々減少傾向にあるが、平成 21 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,087 g/人・日となっており、全国平均 994 g/人・日を約 100 g/人・日上回るとともに、類似都市平均 890 g/人・日と比較しても約 200 g/人・日上回っていることから、更なる排出量の抑制を図る必要がある。
- 資源ごみの回収量は年々増加傾向にあるが、引き続き分別の徹底を図る必要がある。
- ごみ処理に係る手数料は無料であるため、受益者負担の原則に基づく公平性が確保されていない。

□ ごみ処理施設の合理化・延命化

- ごみ処理施設は、下記のとおり。
 - 炭化施設：田原リサイクルセンター（炭生館）
 - 焼却施設：赤羽根環境センター焼却炉
 - 資源化センター：東部資源化センター、赤羽根環境センター、渥美資源化センター
 - 最終処分場：第二東部処分場、赤羽根処分場、渥美処分場
- 田原リサイクルセンター（炭生館）については、平成 31 年度に P F I 事業が終了するため、運営期間終了後の運営方法について検討が必要である。
- 赤羽根環境センターにおける旧リサイクルセンター最終処分場の可燃ごみの処理は、平成 25 年度で完了する。
- 資源化センターについては、3ヶ所それぞれが小規模施設であることから、直接搬入ごみの受け入れが困難な状態であるとともに、非効率な運営となっている。
- 最終処分場の残余容量は約 152 千 m³（埋立率 25.2%）となっている。

4. 課題への対応等

□ ごみ排出量の抑制

- ① 「市民」「事業者」「行政」の役割の明確化

◇ 3R（発生抑制・再利用・再生利用）活動の推進を図るため、「市民」「事業者」「行政」のそれぞれの役割を明確にし、3者が一体となつてごみの減量化・資源化に努める。

② ごみ排出量の目標の設定

◇ 1人1日当たりごみ排出量を、平成38年度までに200g/人・日削減する。

◦ ごみの排出量 1,051g/人・日（平成22年度）→ 851g/人・日（平成38年度）

◇ 初期目標として、平成28年度までに76g/人・日削減する。

◦ ごみの排出量 1,051g/人・日（平成22年度）→ 975g/人・日（平成28年度）

③ 受益者負担に基づく公平性の確保

◇ 受益者負担に基づく公平性の確保の観点から、「収集ごみ」「直接搬入ごみ」の有料化を検討する（平成26年度までに）。

※ 有料化の実施の際は、市民の理解を得るための情報提供や意見聴取を行う。

④ リサイクルプラザの活用の検討

◇ リサイクルプラザの必要性・有効性を検証した上で、ごみの減量化と3R意識の継続的高揚を図る。

⑤ 不法投棄防止に関する条例制定の検討

◇ ごみの有料化にあたっては、不法投棄の増加が懸念されることから、不法投棄防止に関する条例の制定を検討する。

◇ 引き続き、啓発活動や監視パトロールの強化等に努める。

□ ごみ処理施設の合理化・延命化

① 田原リサイクルセンター（炭生館）の運営方法の検討

◇ PFI事業終了後の運営方法について、豊橋市との広域化も視野に入れて検討を行う。

② 赤羽根環境センター焼却炉の検討

◇ 旧リサイクルセンター最終処分場の可燃ごみの処理完了後の利用について検討を行う。

③ 資源化センター（3ヶ所）の施設統合の検討

◇ 直接搬入ごみの受け入れ体制の確保、及びごみ処理施設の効率的な運営を図るため、「東部資源化センター」「赤羽根環境センター」「渥美資源化センター」の施設統合を検討する（平成26年度までに）。

④ 最終処分場（3ヶ所）の延命化の推進

◇ 最終処分場の残余容量は約152千m³あるが、分別の徹底を図り延命に努める。

（単位：m³）

	第二東部処分場	赤羽根処分場	渥美処分場	合計
全体容量	40,600	12,200	150,500	203,300
残余容量	39,348	7,367	105,396	152,111

5. その他

□ 災害廃棄物処理計画の策定

○ 地震や水害による災害廃棄物処理に関し、「廃棄物発生量」「排出ルール」「収集・運搬・処理」等の基本的な計画を策定する。